

ある飛躍上告事件の追憶

前 沢 忠 成

飛躍上告事件は、戦前戦後を通じて、その数は極わめて少ない。ここでは民事訴訟事件について述べるが、刑事事件についても、同様である。

戦前は、裁判官はもちろん、学者も例外なく、飛躍なる言葉を用いていたが、戦後は、いかなる理由からか、あるいは、飛越といい、あるいは、跳躍という語が用いられている。(森鷗外が *Vita Sexualis* の中や、書生の言として跳躍という語を、妙なところで用いているのを想起する。言葉や文字の遣い方に細心な鷗外のユーモアであろう。なお、加藤正治博士は、説明のところで、跳躍的という語を用いておられる。新法学全集、加藤正治、民事訴訟法四三五頁)。独逸語の *Sprungrevision* の訳語と思うが、分りさえすれば、どれがよい、どれが悪い、ということもあるまいが、裁判官は、私の知る限り、戦後も皆、飛躍上告と称している。現に最高裁判所では、飛躍上告として統計表が作成されている。(民事事件記録符号規程、裁判所便覧等参照)

最高裁判所事務総局を煩わして調べた飛躍上告事件(新受)の数は次のとおりである。

この表に見られるように、大審院時代にも、最高裁判所になってからも、極わめて少なかった飛躍上告事件である

一、戦前十年間

年 度	大 審 院 新 受 件 数
昭和7年	3
" 8 "	2
" 9 "	5
" 10 "	1
" 11 "	1
" 12 "	1
" 13 "	2
" 14 "	1
" 15 "	1
" 16 "	3
" 17 "	} 明確な資料なし
" 18 "	
" 19 "	
" 20 "	
" 21 "	

備考 右表には通常訴訟の外に人事訴訟をも含む。

二、戦後十六年間

年 度	最高裁判所 新 受 件 数
昭和22年	} 明確な資料なし
" 23 "	
" 24 "	
" 25 "	12
" 26 "	3
" 27 "	4
" 28 "	2
" 29 "	2
" 30 "	5
" 31 "	2
" 32 "	2
" 33 "	0
" 34 "	1
" 35 "	3
" 36 "	9
" 37 "	5
" 38 "	5
" 39 "	8
" 40 "	2

備考 右表は通常訴訟のみで行政訴訟を含まない。
なお高等裁判所の飛躍上告事件の新受は昭和二十五年に一件あったのみである。

から、その第一審事件を担当するということは、同様に稀れたことであつた。この稀れた機会に、四十年近い裁判官

生活で、私は一回恵まれたのである。

昭和八年、判事に任官してまだ十年にもならぬ未熟な私が、東京地方裁判所で民事部の陪席判事を勤めていた時である。私の属している第十一民事部に係属した電力料金返還請求事件というのがそれである。裁判長は柳川昌勝判事、私が右陪席、左陪席は泉芳政判事であった。裁判所構成法時代のことであるから、地方裁判所は全部合議体で、一つの部に常時三百件乃至四百件位の事件が係属していた。現在は、合議体を組成するそれぞれの裁判官が、単独裁判官としても、事件を担当するのが通例であるから、一つの部に係属している事件の合計数はもっと多い部もある。部に新件が配点されると、内部的に主任判事が決められる。私がこの事件の主任判事となった。

訴状を見ると、請求原因事実は比較的簡単で、恐らく、法律問題が重要な争点になるものと窺えたので、部で相談の上、準備手続を行わないで、一応、直接、口頭弁論を開くことになった。最初の口頭弁論期日において、双方代理人は、この事件は、事実関係については、殆んど争なく、法律の解釈が重要な争なので、裁判所が如何なる判断を下されようとも、お互に控訴はなさず、直接、上告を申立て、大審院の判断を仰ぐことに、双方とも異存ないので、なるべく早く審理を進めて、判決をして頂きたい、ということ述べた。これは、正式に口頭弁論において、上告を為す権利を留保して控訴を為さざることを合意したわけではなく、ただ双方代理人が、希望を述べたに過ぎなかった。従って、飛躍上告の合意がなされたことを口頭弁論調書に記載することはなかった。

当時の民事訴訟法第三百六十条には、不控訴の合意の時期について別段の制限なく、この種の合意は終局判決言渡後でなければなし得ないことに改められたのは、昭和二十三年の改正によってであるから、右不控訴の合意を、なそうと思えば、第一審の口頭弁論においても、なし得たわけである。もっとも、これから詳述する第一審事件の判決が

言渡され（昭和八年十月二十四日）これに対し飛躍上告が為されて、大審院に係属中に、大審院において、他の部に係属した別の事件について、不控訴の合意に関する問題につき、判決がなされた。

昭和九年二月二十六日大審院第一民事部判決

大審院民事判例集第十三卷 二七一頁

この案件は、両当事者間に無尽契約を締結する際に、その一方のみが控訴を為さざるべきことを約したという点で、原判決が破棄されたのであって、第一審判決言渡前に、右不控訴の合意がなされたという点において、原判決が破られたものではない。従って、本件について、前述の如く、正式に第一審の口頭弁論において（即ち第一審の判決言渡前に）一審判決の結果如何に拘らず、即ちどちらが敗訴しようとも、控訴の申立はなさない、ということ、双方が合意したならば、その有効であったろうことは、いうまでもない。

菊井維大、村松俊夫 民事訴訟法Ⅱ 五一八頁参照

本件については、当事者は判決言渡（昭和八年十月二十四日）前である昭和八年九月二十六日付をもって、上告をなす権利を留保して控訴をなさざることを合意する旨の連署の書面を第一審裁判所に提出したのであった。

本件の事件名は電力料金返還請求事件で、原告が被告に支払った電力料金を不当利得を原因として返還を求めるものであるが、右支払は破産法第三百五条の規定により無効であるからと主張するのである。もとより、これは通常訴訟事件であるから、事務分配規程に基づきいわゆる普通部である第十一民事部に配点されたのである。仮りにこれが右支払行為そのものの無効有効を争う訴訟であったとしても、これは破産裁判所（東京区裁判所）が判定すべきものでなく、受訴裁判所が一般の訴訟手続によって判定すべきものであった。

ここで、事件の概要を unnecessary 部分を省いて、その大筋だけを記すと、原告は建物の賃貸を業とする株式会社山王会館で、麴町日枝神社（江戸の三大祭で有名な山王様）下に山王会館と称する五階建の建物を所有し、これを株式会社山王ホテルその他に賃貸し、右建物の諸設備に使用される電力を被告東京電燈株式会社から供給を受け、昭和七年七月から十月分迄の電力代金を支払うべき債務を負担していた。原告会社は昭和七年十一月七日限り、一般の支払を停止し、同日東京区裁判所に和議開始の申立をなし、右電力代金も支払わなかったところ、被告会社から、もし支払をしなければ、直ちに送電を中止するとの通告があったため、これを恐れ送電の中止を防ぐため、また一方、原告会社社共、右電力代金債権は一般の先取特権あり、和議債権に属しないものと誤信したため、原告会社は、前記支払停止後である昭和七年十一月九日から、右申立に基づき和議開始決定のあった同年十二月二十三日の後である昭和八年一月九日に至る間、数回に右電力代金合計金額を支払ったが、昭和八年一月二十六日の債権者集会において「和議債権は八割を免除し、残額二割は、和議認可決定確定の日から一ヶ年据置き、その翌月末日に一時に支払うこと」という和議条件が可決され、同年二月二日和議認可の決定あり、該決定は同年四月二十八日確定した。原告会社の被告会社に対する前記電力代金の弁済は、和議開始の申立人である原告会社が、和議の債権者である被告会社に対し、和議の条件に依らないで特別利益を与えたものであるから、右弁済は和議法第四十九条破産法第三百五条により無効で、被告会社は法律上の原因なくして、支払済の電力代金を不当に利得したものであるから、これが返還を求めるというのであった。

これに対し被告側は本件電力代金の支払が破産法第三百五条の特別利益供与に該当して無効であるとの点を否認し、

その他の事実関係はこれを認め、本件電力代金の弁済を破産法第三百五条により無効であるとするには、債務者と債権者との間において、主観的にこれを和議に利用するの合意あることを必要とするものであるに拘らず、本件においては当事者間にその様な意思がなかったのであるから右弁済は有効である。仮りにこれが無効であるとしても、原告会社は、不法の原因のために給付をなしたものであるから、これが返還を請求し得ないと述べた。

他にこまかい点は二、三あったが、この事件は、三、四回の口頭弁論で終結した。因みに、その後三年を経ざる昭和十一年二月二十六日に突発した二、二六事件の際、この山王会館が事件が鎮定される二十九日に至るまでの四日間、叛乱軍の本拠（兵站部）となったことは、本件とは何等関係のないことであるが、私の追憶には切って離せない出来事であった。

最も重要な争点となっている破産法第三百五条の法意については、主任判事として十分に研究して、自分の考えをまとめた上で合議に入ること并希望し、部の了承を得た。それから、非開廷日毎に大審院図書室（現在最高裁判所三階調査官室となっている）に出かけて、破産法、和議法関係の書物を片端から調べた。破産法は大学時代に、加藤正治先生の講義を聴いたが、破産法そのものに全く魅力を感じず、先生の美声にただ眠むくなつた記憶が残るのみであった。また判事となつてからも、当時は破産は区裁判所の管轄で、しかも練達な先輩判事がこれに当つたため、直接破産事件を担当したこともなく、全く最初から破産法の勉強のやり直しも同然であった。もちろん破産事件係の先輩判事に、問題点につき教を乞うてもよかつたのであるが、この問題は、破産法和議法施行（大正十二年）以来十年になるが、大審院はもちろん、下級審の判例もなく、当事者は、判例を出して貰うことを希望して、飛躍上告をするという事件であるから、一審としても、立派な判決をしなければならぬという責任を感じていたので、勉強するにも張り

合いがあって、先輩に教を乞うことは敢えてしなかった。

ところが、色々な書物を調べても、問題点に触れて、しかも私が漠然と考えている見解について書いてあるものになかなかぶつからなかった。それは破産法第三百五条の特別利益供与の行為というものが、単に和議条件によらないで、計数上債権者に利益になるような利益を与えたというだけでは足りないもので、そこに何かプラスアルファがあるのではないかと一点である。被告会社の方では、このアルファを債務者と債権者との間において主観的にこれを和議に利用する合意なりとして主張しているのである。あちこち渉猟して最後に松岡義正氏の破産法論を読んだ。著者が多年大審院の民事部長判事として実務の経験豊かな学者であるだけに、実務家にとって有益な本であるが、何分、どこに何が書いてあるのか探し出すまでに相当エネルギーを要する本なので、一番後廻りになってしまったのである。松岡氏の場合は、実務家兼学者で別問題であるが、純学者の著書について、裁判官のうちには、学者は裁判をやったことがないから、往々にして問題点を見逃したり、つかまえ方が見当外れのことがある、という批判をする人があるが、そういう批判を聴かされるたびに、私は、そういうこともあるだろうが、自分のような不勉強者から見れば、学者は裁判実務にたずさわったこともないのに、よく細かいことも研究しているのに感心する、と答えていた。現在でもこの実感は変わらないのである。その不勉強者が破産法に興味を持つようになったのは、この飛躍上告事件を担当してから二十年を経て、東京地裁民事所長代行在任中、株式相互金融関係の破産事件が続出した際、破産部の総括者を兼ねて、約三年間自らも破産事件を担当して、同じ破産部に属する三名の同僚判事と苦勞を共にした時からであった。

松岡氏の破産法論には、相当詳細かつ適切な表現で、私が心に感じて、口や筆にうまく表現できなかった点が書か

れてあることを発見した時には、正直のところホツとしたのであった。早速これを参考に判決の原稿を作り、部の合議で説明したところ、裁判長も左陪席判事も全面的に私の考えに賛成したので、更らに原稿を仕上げ、裁判長に提出した。いつもならば、原稿が半分位は消されたり、書き替えられたりするのだが、この原稿だけは、裁判長が、これでよろしいと、殆んど筆を入れることもなくフリーパスで返された。この判決原稿は自分が毛筆で清書した。静岡刑務所で造られた日本紙であった。自分が筆をとって清書した貴重な記念物で懐しいまま、過日、東京地裁に保存されているのを閲覧させて貰った。

従来は当事者にのみ、訴訟記録の閲覧の請求を認めていたが、昭和二十三年に民事訴訟法第一百五十一条が改正せられ、何人も閲覧の請求ができることになったのである。なお判決の原本は、明治時代から永久保存ということになっていて、訴訟記録の保存期間（十年）が過ぎて廃棄される時に、判決の原本だけは、記録からはずされて別に保存されることになっていた。戦後最高裁判所になってからも事件記録等保存規程（昭和二十八年最高裁判所規程第九号）もそのように定められていた。ところが、昭和三十九年の最高裁判所規程第八号によって、前記規程が全面的に改正されて、判決の原本の保存期間が五十年に改められた。これは、その利用度、保存の回数と費用とかを考えたものであるが（独逸では従前から五十年であると聞く）この規程部分だけは、当分の間、従前どおり、即ち永久保存ということになって現在に至っている。最高裁では、判決原本をマイクロフィルムに収めてこれを保存することも研究、準備中であるという。判決書は、民事刑事を問わず、当該事件の全貌が明かにされているのみならず、百年後、二百年後には、それが、当時の国民の生活状態、国の政治情勢、経済情勢等々を知る上に、貴重な文化資料となるものであることを思うとき、色々な点で困難はあろうが、出来得るならば、何等

かの方法で、判決の原本だけは、永久に保存されるよう配慮ありたいものと願うものである。

本件については、両当事者が最初の口頭弁論期日に述べたとおり、第一審の判決言渡（昭和八年十月二十四日）の前である同年九月二十六日附をもって、上告を為す権利を留保し控訴を為さざることを合意する旨の連署の書面が第一審裁判所に提出され、言渡後間もなく、上告の申立があり、事件は大審院第二民事部に配点された。（これは後になって知ったことである）裁判長は嘉山幹一判事、陪席判事は、霜山精一、古川源太郎、駒田重義、犬丸巖の四判事であった。その頃、在京三裁判所（大審院、控訴院、地方裁判所）の各民事部の有志判事で、民訴研究会と称する私的な研究グループが作られていた。リーダーは、井野英一、細野長良等大審院の先輩判事であった。毎年春秋に一泊旅行を行って、経験豊かな先輩判事を中心に、民事訴訟法の問題を懇談するのである。この旅行の機会以外には特に研究会を開くようなことはなかったが、これが唯一の縦のつながりでもあり、われわれ若輩判事には極わめて有益で楽しい集まりであった。

この民訴研究会の食後懇談の際、細野判事は常に若いわれわれに、諸君は裁判所構成法にもっと関心を持ち、これを研究しなければならぬということを強調した。われわれは、細野氏がかねて、司法省が裁判官の人事関係の権限を持ち、また裁判所の予算を握っていることに強い反感を持っていることを気付いていた。この点は、わが国の思いもよらぬ敗戦によって、米軍の占領下に新憲法、新裁判所法が制定され、かねて細野氏の抱いていた不満が大きく解消された、と言い得ると思うが、その後、最高裁判所発足にあたって、細野氏を初代の長官に推す一部の裁判官が激しい運動を起し、司法部内未だ見ざる波瀾を生じたことは、当時報道された周知の事実である。

民訴研究会のもう一つの楽しみは、在京判事でゴルフをやる人達は、例外なくこの民訴研究会のメンバーで、一泊旅行の際には、必ずゴルフを楽しむことが出来たのである。従って、旅行の先は殆んど箱根か伊東に限られていた。昭和九年の春、民訴研究会の旅行が伊東で行われ、翌日は川奈のコース（当時は富士コースはなくて大島コースだけであった）でトーナメントが行われた。十数名が参加し私は岡村玄治、犬丸巖の兩大審院判事と組んだ。両先輩とも今は亡し。コースを廻っている時、犬丸先輩が、「君の書いた判決が今、部に係っている」という。「どの事件ですか」「和議法の事件で飛躍上告のあった事件だ」「あれですか、破産の事件は今まで扱ったことがなくて、いい勉強になりました」「目下合議中だが、まだ合議が決まらない」「いつ頃言渡になりますか」「一寸むつかしい問題だが近いうちに決まるだろう。君は松岡さんの本を見たね」「ハイ見ました。あの事件は、どう考えても原告側を勝たすのは無理と、思い、大審院図書室へ通って色々な本を調べましたが、最後に松岡さんの本に詳しく書いてあるのを見付けた時は、ホッとしましたのです」。

主任判事が誰であるかは、部の内部の問題で、訴訟記録の表紙に符号をつけることもあるが、当事者や訴訟代理人等外部の人達には分らないのである。しかし、判決の原本を見れば、すぐ分るのである。というのは、原本は、修習のために部についている司法官試補に清書させることもあるが（その場合には判決書の第一枚目表の欄外右下に司法官試補何某と書くならわいであつた）大切な判決は、主任判事自ら筆を執って清書し、その判事が契印し、且、判決と書いた右下にその判事の印を押す習慣であつたからである。大審院では犬丸判事がこの事件の主任判事であつたことは、上告審の判決が言渡された後に知つたことであるが、その犬丸先輩との対話が静かな春日和の川奈大島コースのフェアウェーで行われたことは、生涯忘れ得ぬ楽しい思い出である。

上告審の判決は九年八月十日言渡され、その結果は一審の考えがそのまま認められて上告棄却となり、判例となつて大審院民事判例集に登載された。(大審院民事判例集第十三卷二二二頁) この判例については加藤正治先生も賛成された。(加藤正治 破産法研究第九卷三六五頁 判例民事法昭和九年度五〇二頁)

ここに私の書いた一審判決について感想二、三点を述べることにする。自分の書いた判決を三十三年後の今日自ら批評するわけである。なお、この一審判決は全文前掲大審院判例集二二一七頁以下に登載されているので、ここには略させて頂く。

本件の最も重要な争点は、和議法第四十九条により和議に準用される破産法第三百五条の法意にある。

条文には「強制和議の提供者又は第三者が強制和議の条件に依らずして或破産債権者に特別の利益を与ふる行為は無効とす」とある。

原告は被告に対して為した電力料金の支払は、和議の条件に依らないもの、即ち主として数額の点で(支払の時期等については触れていない)和議条件以上の多額を支払ったのであるから、特別の利益を与えた行為に該当し、右支払行為は無効であるという考えのもとに不当利得を原因として本訴に及んだのであるが、もしそうだとすれば、計数的に和議の条件より多額に支払をしたことだけを主張すれば事足りると思われるのであるが、その支払を為した時の事情を自ら事細かに主張しているのは何故であろうか。即ち原告は被告より電力料金の支払を為さなければ直ちに送電を中止する旨を通告され、原告は送電の中止を恐れてこれを防ぐため、又一方原、被告共電力代金債権を一般の先取特権あり和議債権に属しないものと誤信したために支払ったのであると主張しているのである。もちろんこれ等の事実は被告は認めている。裁判所の解する破産法第三百五条の法意から見れば、これらの事実は、むしろ被告に有利な

事実で、被告が主張すべき事実であったのである。しかも、これら事実を原告自ら主張したのは、もちろん、第一に、原告が前述のように計数上の点だけで、いわゆる特別利益を供与したことに該当することを確信していたためと、第二には、かかる支払を為した当時の事情を述べて、原告の支払が何等他意あるにあらず、何人が見ても、支払を為さざるを得ない無理からぬ情況のあったことを、極わめて自然にそのまま述べたものと見るべきであろう。ところが、被告が反論し、また裁判所の下した見解によれば、これらの事実は正に被告側において主張すべき事実であったのである。もっとも原告としては、被告の、仮に本件支払が無効であるとしても、不法原因給付であるから被告に対し返還を請求し得ないという抗弁に対抗するために、原告の支払が全く善意（日常用語の意味における）で被告もまた原告と同じ気持ちであったことを強調する考えがあったとも窺えるのである。原告としては正直に支払をした時の真意をそのまま述べたものであろう。

最近東京高裁の村松俊夫判事が興味深い実感を述べられた。（法律時報昭和四十一年四月号八四頁）曰く「訴訟において、当事者は事実を直視して正確に把握した上、理論構成をなすべきであるのに、逆に法律に事実をあてはめて主張することが往々なされて裁判所を悩まし……云々」と。民事裁判を永らく取扱ったわれわれとしては全く同感であるが、本件につき、その点を顧みると、裁判所が悩まされるどころか、原告は事実をありのまま卒直に主張していて、一審の裁判官として大変さわやかな感じを受けたことを想起するのである。というのも、本件においては、最も重要な、破産法第三百五条の特別利益供与行為の解釈が当時は判例によって固まっていなかったということが原因であったろう。村松俊夫判事も前掲引用部分に続いて、「ある程度確定的な判例となると、訴訟においての当事者の主張が、判例に従った理論構成によってなされてくる」と述べておられる。

ここで、破産法第三百五条の法意について考えて見よう。法文前段の「和議の提供者又は第三者が和議の条件に依らずして」とある部分は、和議の提供者のみならず、第三者を加えてある点に留意せねばならぬ以外は、読んで字の如く、さして問題になる程のことではないが、後段の「或債権者に特別の利益を与える行為は無効とす」とある「特別の利益」が何を特別というのか問題である。もちろんこの条文は前段と後段を切り離して考えるべきではなく、不可分のものとして一気に読み下し全体を理解解釈しなければならぬことは言うまでもないことである。原告は上告理由において、司法省編纂破産法理由書を引いて、本条の立案者の立案当時の意思は、和議の条件の平等を守らしめるにあったことは明かで、同法案は、何等修正なく議會を通過し、法律として成立を見るに至ったのであるから、立法の精神も同一のものであると解すべきだと主張した。立案者が和議条件の平等に重点を置いていたであろうことは、私も、事実であつたろうと思うが、法律が成立公布施行された以上、その条文を解釈するに当っては、立案者の意思は一つの参考となることは言うを俟たないが、法全体の趣旨を理解しつつ、条文の文言そのものによって、これを正しく解釈すべきものである。特に本条において、特別利益の供与者として、和議の提供者のみならず、第三者をも含ませてあることを考えれば、本条は、和議の決議が公正に行われることを期したもので、当事者が、その特別利益をもって、和議の成立に利用する意識があつたことを必要とするものと解さねばならぬのである。

松岡義正破産法論（手続規定）六五八頁以下

Jaeger, K.O. 6u. 7 Aufl. Band 2, S. 681ff.

Wilmowski, K.O. 6 Aufl. S. 478ff.

かく解するとき、原告の支払行為が特別利益供与行為に該当するかどうかということになると、本件電力料金の支

私がなされた当時の情況、殊に原告、被告の当時の意思、心理状態等が本訴の勝敗を決する極めて重要な事実となつてくる。一審判決はその事実摘示中、被告の答弁を掲げ、次に、抗弁として、破産法第三百五条によって「原告の本件弁済を無効なりと為さむには、単に客観的に特別の利益を与えたる事実あるを以て足れりとせず云々」と記載してあるが、厳格に言えば、これは抗弁ではなく、本件の電力代金の支払は特別利益供与行為に該当するものであるとの原告の主張を否認し、同法条の法意について、これを和議に利用する意思を必要とするものであることも積極的に主張したものと見るべきであろう。法解釈の問題は、もとより当事者のこの点の主張あると否とに關係なく裁判所が当然判断すべきものであるが、その解釈のもとに法律がこれに該当するに必要な要件（事実）は当事者が主張立証しなければならぬことは言うまでもない。私がこの一審判決を書いた時に、理由のところには、抗弁という言葉を用いてないところを見ると、事実摘示では当事者の用いた抗弁という文字をそのまま用いたに過ぎないと見得るのではなからうか。何分三十三年前に書いた判決であるから、ハッキリした記憶がない。上告審の判決では、原審は被告会社の前記抗弁を認容し、上告会社の請求を排斥したるものなりと書いてある。事実摘示の書き方をそのまま書いたものと思われる。民事事件を多く扱うと、抗弁であるか、積極否認であるか、どちらとも言えるような事例にぶつかるともないではないが、要は、当事者の主張や答弁を正確に把握し、原告被告の何れが主張責任及び立証責任を負うかの判断を誤まらぬように努めることが肝要であると思う。

次に被告は本件電力料金の支払が原告主張の如く破産法第三百五条によって無効であるとしても、原告は不法の原困のために給付したものであるから、これが返還を請求し得ないもので、原告の請求は失当であると主張しているが、これは仮定抗弁である。一審判決は原告の爲した支払行為が特別利益供与の行為とは認められないのみならず却て諸

般の事実から観れば、原被告共右支払を和議に利用する意識を有しなかったものと認められると断言し、更に進んで、仮定抗弁をも認容し、本件電力料金の弁済は不法原因給付に該当するから、原告はこれが返還を請求し得ないものであるとして本訴請求を排斥している。

（不法原因給付に該当する点について 松岡義正 破産法論 六六六頁）

今日この判決を読むと、いささか念には念を押し過ぎている感があるが、心証十分という気持ちから若い判事の筆が走ったものと、自己弁護になるが、そんな気持ちもするのである。

兎に角本件は両当事者共、その主張がすなおで正直で、事実関係については殆んど争なく、法律の解釈が最も重要な争点となっていて、しかもこの点については大審院はもちろん、下級審の判例もなかった当時のことで、すべての点で飛躍上告にふさわしい一つの典型的な事件であったとも謂えよう。